

# 令和6年度香川県木材等搬出経費高騰対策事業補助金交付要綱

(制 定) 令和6年12月26日 6林政第205758号

## (趣旨)

第1条 香川県木材等搬出経費高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助金の目的)

第2条 知事は、森林の持つ山地災害の防止や水源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能の高度発揮及び景観の保全並びに野生鳥獣被害の軽減を図り、県土の保全と里山の再生を推進するため、人工林や里山周辺で放置された竹林及び広葉樹林等における森林整備等で発生した木材又は竹材の運搬に要する経費の燃料費等の高騰した部分について、次条に定める事業を実施し、第4条に定める要件を満たす者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

## (補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、木材等搬出経費高騰対策事業とする。

2 補助事業の対象となる条件、事業規模、経費及び補助率は別表1のとおりとする。

3 ただし、市町長が、地域の事情等に鑑み、特に必要があると認めた場合であって、かつ、あらかじめ知事の承認を得た場合には、第2項の規定にもかかわらず、知事が別に定める基準によることができるものとする。

## (補助事業者)

第4条 補助事業者は、次のいずれかに該当し、県税を滞納していない者とする。

(1) 市町

(2) 森林所有者

(3) 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）

(4) 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）

(5) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）

(6) 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）

(7) 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者

(8) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）

(補助申請)

第5条 補助事業者は、次の各号に掲げる書類正副2通を事業が終了したのち、すみやかに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 位置図
- (3) その他知事が必要と認めて指示した書類

2 補助事業者は、補助金の交付申請について、第三者に委任することができる。

3 前項の規定により、補助金の交付申請について、補助事業者から委任を受けた者が第1項の規定による補助金の交付の申請をするときは、同項各号に定める書類のほか委任状を知事に提出しなければならない。

4 この補助金の交付を受けようとする者は、令和7年3月21日までに関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

ただし、香川県森林・竹林緊急対策事業交付要綱に基づく、森林資源搬出促進事業及び県産間伐材搬出促進事業の補助金の交付申請書の提出と併わせて申請したものに限る。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の書類の提出があったときは、これを審査したのち、補助金の交付を決定するとともに交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知する。

2 知事は、前項の補助金の交付の決定をする場合において、申請者に対して、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の概算払による補助事業者は、第5条第1項各号に掲げる書類正副2通を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の書類の提出があったときは、これを審査したのち、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知する。

4 第5条第2項及び第3項の規定は、第1項の概算払による補助金の交付の申請について準用する。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助金交付請求書に知事が必要と認めて指示した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に対し、補助金を交付する。

(実績報告)

第9条 概算払による補助金の交付を受けた補助事業者は、事業が終了したのち、実績報告書正副2通を速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条の報告書の提出があったときは、これを審査したのち、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知する。

(報告及び指示)

第 11 条 知事は、必要と認めるときは、事業に関し報告を求め、又は職員に命じて事業に関する書類を検査させることができる。

(補助の取消等)

第 12 条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(書類の提出)

第 13 条 この要綱により知事に提出する書類は、当該事務を所掌する林業事務所又は小豆総合事務所の長を経由しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和 6 年 12 月 26 日から施行する。

別表 1

事業名	対象条件等	事業規模	補助の対象となる経費	補助率
木材等搬出 経費高騰 対策事業	①交付規程及び森林・竹林整備緊急対策事業交付要綱に基づく事業で発生した木材又は竹材を運搬、出荷し、出荷先からの材の納入量に関する証明を得ていること。	出荷先からの証明が木材 1 m <sup>3</sup> 又は竹材 1t 以上とする。	ア. 伐採した材の伐採箇所から直接、原木市場、製材所、その他の出荷先までの積込、運搬に要する経費（運搬距離は、一般に利用する経路の長さによるものとする。）。 イ. 令和6年4月1日から令和7年3月21日までの期間中に発生し、出荷先への材の納入が完了した経費。	木材 1 m <sup>3</sup> 又は竹材 1t 当たり 運搬距離 20km 未満 300 円以内 運搬距離 20km 以上 600 円以内